

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（財務省）

制度名	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制優遇措置の継続				
税目	所得税 法人税				
要望の内容	<p>適格退職年金については、廃止期限（平成 23 年度末）までの間に、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために制度的に他の企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も廃止期限前と同じ税制優遇措置（運用時：非課税、給付時等：公的年金等控除、退職所得控除等）を継続することを要望する。</p> <table border="1" data-bbox="874 813 1489 949"> <tr> <td data-bbox="874 813 1220 949">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 813 1489 949">－ 百万円 （ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められており、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時等の税制優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。</p> <p>(2) 施策の必要性 適格退職年金については、制度として廃止されることが決まった平成 13 年度末時点では、件数は約 7.4 万件（加入者数：約 917 万人、受給者数：約 51 万人）であったが、平成 22 年度末時点では、約 1.1 万件（加入者数：約 126 万人、受給者数：約 14 万人）となっており、残った契約のうち 9 割以上が今後の方針を決めており、平成 23 年度末にその期限を迎える。 こうした中、適格退職年金に留まっているものの中には、企業が倒産した等の理由で、事業主が存在しない閉鎖型適格退職年金等の企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。（※閉鎖型適格退職年金とは、受給者のみで構成された適格退職年金をいう。） このような適格退職年金は、事業主はいないものの、受給権保護の観点から、適格退職年金として残ることを国税庁の承認により認められているが、税制上の手当をしない場合は、廃止期限後に税の優遇措置を受け続ける方法がなくなり、受給権の保護が図られなくなってしまう。 このため、事業主が存在しない閉鎖型適格退職年金等の企業年金等に移行できない適格退職年金については、廃止期限後も廃止期限前と同じ税制優遇措置を継続するよう手当てする必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2-1 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、緊喫の課題に応えるための税制の構築
		政策の達成目標	制度的に企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について廃止前と同様の受給権の保護を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標に同じ)
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	(生命保険協会及び全国共済農業協同組合連合会調べ) ・平成 23 年 6 月末時点の事業主の存在しない閉鎖型適格退職年金の件数：148 件 受給者数：690 人（推計） ・平成 23 年 6 月末時点の厚生年金未適用事業所の適格退職年金の件数：24 件 受給者数：72 人（推計）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	上記の閉鎖型適格退職年金受給者の受給権の保護を図ることが可能である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	適格退職年金、企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>現在、適格退職年金に留まっているものの中で、制度上他の企業年金等への移行が可能なものについては、引き続き移行促進を図るが、事業主が存在しない等のために他の企業年金等に移行できない閉鎖型適格退職年金等については、他の措置を講ずることが困難なため、廃止期限後も現在の適格退職年金に係る税制優遇措置を継続することにより、適格退職年金の実施企業の受給者の安定した老後の所得確保が図られることから、政策目的に照らして、妥当な要望である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>			<p>平成 23 年度税制改正大綱において、平成 24 年度税制改正において措置することとされたため、本年度においても要望を提出するものである。</p> <p>※平成 23 年度税制改正大綱(平成 22 年 12 月 16 日閣議決定)(抄) 9. 検討事項〔国税・地方税共通〕</p> <p>(3)平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成 24 年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずるほか、関係省庁において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進める。</p>